

平成31年度 介護福祉士修学資金等貸付事業
介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 募集要項
(生活保護受給世帯の高校生等向け)

制度の概要

この制度は、介護福祉士等（介護福祉士修学資金においては、介護福祉士をいう。社会福祉士修学資金においては、社会福祉士をいう。以下同じ。）養成施設に在学し、介護福祉士等の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、岡山県内における質の高い介護福祉士等の養成確保に資することを目的としています。

※介護福祉士養成施設とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設のことです。

※社会福祉士養成施設とは、法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設のことです。

1 貸付対象者：以下の要件をいずれも満たす方

- (1) 介護福祉士等養成施設に在学する方
- (2) ①から③のいずれかの要件を満たしており、卒業後、岡山県内（県外の一定の国立施設等を含む。）において、返還免除対象業務に従事しようとする方。
 - ①岡山県内に住民登録している方
 - ②岡山県内の介護福祉士等養成施設に在学する方
 - ③介護福祉士等養成施設の学生となった年度の前年度に岡山県内に住民登録していた方で、介護福祉士等養成施設での修学のために転居した方
- (3) 学業成績等が優秀であると認められる方、又は、卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士等資格取得に向けた向学心があると認められる方
- (4) 家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる方

※返還免除対象業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務のことです。詳細については、岡山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

※就学に関し、他団体等が実施する介護福祉士修学資金等貸付、日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の国の教育ローン、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、離職者訓練制度、教育訓練給付金制度、その他の国庫補助事業・奨学金等を利用する方は対象外です。

※この募集要項の内容により申込みを行うことができるのは、生活保護受給世帯の世帯員であって、平成31年度に介護福祉士等養成施設に在学する予定の方です。

2 生活費加算の申込資格：以下の要件に該当する方

- (1) 借入申込日に生活保護受給世帯の世帯員であって、貸付決定に伴い生活保護受給世帯から世帯分離される方

低所得世帯の生活費加算の利用について

借入申込日の属する年度又は前年度において、同一世帯の全員が、次のいずれかの措置を受けている方につきましては、平成31年4月頃実施予定の介護福祉士等養成施設在学学生向け募集において、生活費加算の申込みを行うことができます。

- ① 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ② 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ③ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛け金の減免
- ④ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

3 貸付額：下記の金額を上限として貸付けします。

- (1) 修学資金（学費） 月額 50,000円
- (2) 入学準備金 200,000円（初回送金時に貸付）
- (3) 就職準備金 200,000円（最終回送金時に貸付）
- (4) 国家試験受験対策費用 年度当たり 40,000円 ※介護福祉士修学資金のみ
- (5) 生活費加算 次表の金額 ※生活費加算の貸付対象要件を満たす方のみ

借入申込者の 借入申込時の居住地	借入申込者の借入申込時の年齢				
	19歳以下	20～40歳	41～59歳	60～69歳	70歳以上
岡山市・倉敷市	40,190円	38,460円	36,460円	34,480円	31,120円
玉野市	36,400円	34,830円	33,030円	31,230円	28,300円
津山市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市・新見市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・浅口市・早島町・里庄町・矢掛町	34,510円	33,020円	31,310円	29,600円	26,520円
その他の市町村	32,610円	31,210円	29,590円	27,980円	25,510円

※貸付上限額が改定された場合、貸付決定日時点での貸付上限額を適用して貸付決定を行います。

4 貸付利子：無利子

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年5%の延滞利子を徴収します。

5 貸付期間：介護福祉士等養成施設に在学する期間

6 連帯保証人：2人必要

連帯保証人は、以下の要件全てに該当する必要があります。

- (1) 日本国内に住所を有する方。
- (2) 日本国籍を有する方又は永住者の在住資格を持つ方若しくは特別永住者等の方。
- (3) 確実な保証能力を有する成年者の方。

※借入申込者が未成年者の場合、連帯保証人のうち1人は、上記の要件に関わらず、法定代理人（親権者、未成年後見人等）である必要があります。

※(3)の要件に加えて、借入申込者と独立した生計を営んでいることが望ましいです。

※連帯保証人の適格要件等に関する個別のお問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

7 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当する場合には、申請により貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士等の登録を行い、岡山県内（県外の一定の国立施設等を含む。）において返還免除対象業務に従事し、かつ、5年（在職期間通算1,825日以上かつ業務従事期間900日以上）の間、引き続きこれらの業務に従事したとき。

なお、過疎地域での従事又は中高年離職者（入学時に45歳以上で離職後2年以内の者）の場合は、返還免除のために必要な業務従事期間が3年（在職期間通算1,095日以上かつ業務従事期間540日以上）に短縮されます。

- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

卒業年度の国家試験に合格できなかった場合の取り扱いについて

【介護福祉士修学資金】※平成33年度までに卒業する方のみ

返還債務の全額免除を受けるためには、5年間の有効期限付きの介護福祉士登録を行い、返還免除対象業務に従事する必要があります。介護福祉士登録の有効期限内に返還免除の要件を満たすことができない場合には、国家試験合格等により介護福祉士登録有効期限の解除を行う必要があります。

【社会福祉士修学資金】

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、岡山県社会福祉協議会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合には、卒業年度の翌々年度の国家試験まで受験することができます。

8 返 還

次の事由が生じた場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内に、月賦又は半年賦による均等払方式等で返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除された（退学したとき等）とき。
 - (2) 介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等として登録せず、又は岡山県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ※貸付けを受けた期間以上に岡山県内において返還免除対象業務に従事した場合は、返還債務の一部が免除される場合があります。

申込方法等

この募集要項の内容により申込みを行うことができるのは、生活保護受給世帯の世帯員であって、平成31年度に介護福祉士等養成施設に在学する予定の方です。

1 申込時の必要書類

【全員共通】

- 岡山県介護福祉士修学資金等借入申込書
※連帯保証人の欄については、各連帯保証人が署名・捺印してください。
- 世帯の状況表（別紙1）
- 借入申込者世帯全員の住民票の写し
※世帯の状況表（別紙1）に記入された世帯員全員分の住民票が必要です。
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
- 福祉事務所が発行する生活保護受給証明書
- 連帯保証人の住民票の写し
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
※借入申込者世帯の世帯員及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- 連帯保証人の所得・課税証明書（最新のもの）
※家計支持者及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- 高校発行の調査書又は内申書
※借入申込者が高校在学中の方以外の場合は、養成施設における修学、資格取得及び中核的な介護職等としての就労等の意欲について記入した自己推薦書（400字程度。原稿用紙に記入。）を代わりに提出してください。
- 個人情報の取扱いについての同意書
※借入申込者及び連帯保証人それぞれが署名・捺印してください。

【中高年離職者に該当する場合】

- 離職したこと及び離職日を証明する書類

2 申込方法

岡山県社会福祉協議会ホームページ等から申請に必要な様式を入手して記入し、必要書

類を揃えて下記申込先へ郵送してください。

※郵送の際は、配達記録の残る方法による送付をお勧めします。不着等の事故が生じた場合には本会では責任を負いませんので、十分にご注意ください。

3 申込締切日：平成31年1月31日（木）必着

4 貸付内定又は不承認の通知

提出書類に基づいて審査を行い、貸付内定通知又は不承認通知を送付します。

※選考内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので予め御了承ください。

5 貸付決定

介護福祉士等養成施設に入学後、次の書類を提出していただきます。提出書類により、貸付対象要件に該当していることが確認できた場合には、貸付決定通知を送付します。

- 介護福祉士修学資金等借入申込金額確認書

※転居、加齢、制度改正等に伴う借入希望額の変更について確認するために提出していただきます。

- 介護福祉士等養成施設の在学証明書
- 借入申込者の住民票の写し（コピーは不可）

※介護福祉士等養成施設入学後に発行されたもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

- 生活保護受給世帯から世帯分離されていることの証明書

6 貸付決定後の手続き

貸付決定者には、次の書類を提出していただきます。指定した期日（貸付決定を受けた日から2週間後）までに本会へ提出がなければ、借入を辞退したものとみなします。

- 岡山県介護福祉士修学資金等借用証書

※借受人が未成年の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要です。

※借受人、連帯保証人、法定代理人がそれぞれ署名・捺印してください。

- 借受人、連帯保証人及び法定代理人の印鑑登録証明書

※市町村から3か月以内に交付されたものに限り、連帯保証人及び法定代理人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。

※未成年の借受人等については、まだ印鑑登録を行っていないことが想定されます。

貸付決定した場合に、速やかに手続きが進められるよう準備をお願いいたします。

- 口座振込申出書（本人名義の口座に限ります。）

7 その他

生活保護を受給している方が本制度を利用する場合には、世帯分離等の生活保護関係の手続きが必要になりますので、必ず福祉事務所等生活保護担当者（ケースワーカー）に相談したうえで申込みをしてください。

申込み・問い合わせ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班
TEL 086-226-3544 (直通)